

令和 6 年度 職業訓練指導員試験受験案内

愛 媛 県

この試験は、職業能力開発促進法の規定に基づき、職業訓練指導員としての資格を取得するための試験です。合格者には、申請により職業訓練指導員免許証が交付されます。

(この試験は、愛媛県職業訓練指導員の採用試験ではありません。)

1 実施職種及び受験資格

(1) 学科試験（関連学科（系基礎学科、専攻学科）及び指導方法）を実施する職種

電気科、織機調整科

実技試験の免除者に限る（別表 1-1 及び別表 1-2 参照）

(2) 学科試験のうち指導方法のみ実施する職種

その他の職種（職業能力開発促進法施行規則別表第11に掲げる職種）

実技試験及び学科試験の関連学科の免除者に限る（別表 1-1、別表 1-2 及び別表 2 参照）

※ 他の職種については、他県にて実施される場合がありますので、4 頁に記載の問い合わせ先に御連絡ください。

2 欠格者

(ア) 受験できない者

- (1) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (2) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、その日から 2 年を経過しない者

(イ) 免許を受けることができない者

- (1) 上記 (ア) のいずれかに該当する者
- (2) 精神の機能の障害により職業訓練指導員の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

3 試験の日時及び場所

学科試験（関連学科（系基礎学科、専攻学科）及び指導方法）

日 時	令和6年10月26日（土） 午前10時
場 所	今治市桜井団地四丁目1番地の1 愛媛中央産業技術専門校

4 試験科目

免許職種	学 科 試 験 の 科 目
電 気 科	1 指導方法（職業訓練原理 教科指導法 訓練生の心理 生活指導及び職業訓練関係法規からなる科目をいう。以下同じ。） 2 関連学科 (1) 系基礎学科 ア 電気理論（電気磁気学 直流及び交流理論） イ 電子工学（デジタル回路 アナログ回路 半導体工学 測定法） ウ 電気・電子機器（電気機器 電子機器） エ 材料（電気材料 電子部品） オ 安全衛生（安全管理、衛生管理） (2) 専攻学科 ア 制御工学（制御理論 数値制御 コンピュータ制御） イ 工作法（電気機器の組立て、修理及び調整法） ウ 電気製図（回路設計 読図法 材料力学） エ 電力電子工学（電力変換 直流交流変換 電力制御技術）
織機調整科	1 指導方法 2 関連学科 (1) 系基礎学科 ア 織物一般（織物 織物原料） イ 織物組織（三源組織 変化組織） ウ 安全衛生（安全管理 衛生管理） (2) 専攻学科 ア 織機（機械要素 機構 織機） イ 調整法（調整法 保守法） ウ 織の分解及び設計（織物分解法 糸の鑑定法 織方図 紋織りの意匠法）
その他の職種	指導方法

5 受験申請の手続き

(1) 提出書類等

提出書類等 受験者区分	①受験申請書	②履歴書	③写真	④卒業・履修証明書等	⑤検定合格証書の写し	⑥該当免許証の写し	⑦受験手数料
1級又は単一等級技能検定合格者	○	○	○		○		○
2級技能検定合格者	○	○	○	△	○		○
別表1-1（6頁）の●に該当する受験資格者	○	○	○	○			○

他の法律等に基づく 免許等の取得者	○	○	○		◇	○	○
その他	職業訓練指導員免許を受けた者で、同一系の異なる職種の指導員試験を受験する場合は、その免許証の写並びに①、②、③及び⑦。						
	職業訓練指導員試験の一部合格証書の交付を受けた者の場合は、その証書の写し並びに①、②、③及び⑦。						
	実務経験をもって受験資格とする者は別途実務経験証明書の提出が必要となるため、申請受付後、対象者に個別に通知する。						
<ul style="list-style-type: none"> ・「△」は免許職種に関する大学等の学科を卒業した2級技能検定合格者が、関連学科の受験免除を受ける場合。 ・「◇」は2級技能検定に合格した有資格者が、関連学科の受験免除を受ける場合。 							

ア ②履歴書は受験申請書の裏面に記載してください。

イ ③写真（申請前6月以内に撮影した上半身、脱帽、正面向き）は受験申請書に貼り付けてください。

ウ ⑦受験手数料 実技試験 15,800円
学科試験 3,100円

愛媛県収入証紙を受験申請書に貼って納付してください。

なお、原則として、受験申請書を受け付けた後は、いかなる理由があっても、受験手数料は返還しません。

(2) 受験申請書等の提出先

愛媛県 経済労働部 産業雇用局 労政雇用課 職業能力開発グループ
〒790-8570 松山市一番町4丁目4番地2 電話 (089) 912-2504

郵送の場合は、書留郵便とし、封筒の表に「職業訓練指導員試験受験申請書在中」と朱書してください。

持参の場合は事前に電話でご連絡ください。

(3) 受験申請書等の受付期間

令和6年6月7日（金）から7月5日（金）まで

郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付けます。

持ち込みによる場合は、月曜から金曜の9:00から17:00の間に受け付けます。

お越しになる際は、事前に(2)に記載の電話番号までご一報ください。

6 受験票の交付

受験申請書を受理後、受験票を本人に送付します。

受験票は、試験当日に試験場の受付に提示してください。

7 合格者の発表

令和6年11月下旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合否を問わず受験者全員に試験結果を通知します（合格者には合格証書を送付）。

また、個人情報保護に関する法律第69条第2項第1号に基づき、受検者ご本人のみに対して合格発表の日から1ヶ月間試験の得点を開示します。希望される方は、事前に電話でご連絡の上、受験票又は、合格証書を持参してください。（受験者本人に限る。代理人不可。）なお、電話による開示には応じられません。

開示場所：愛媛県 経済労働部 産業雇用局 労政雇用課

8 その他

- (1) 受験申請に関する書類は、愛媛県のホームページからもダウンロードすることができます。
- (2) 学科試験の指導方法の参考書として、「(十一訂版) 職業訓練における指導の理論と実際」(一般財団法人職業訓練教材研究会発行)があります。
- (3) 試験についての不明な点は、下記にお問い合わせください。

愛媛県 経済労働部 産業雇用局 労政雇用課 職業能力開発グループ
〒790 - 8570 松山市一番町4丁目4番地2 電話 (089) 912-2504

【試験会場の案内】

◆実技試験（織機調整科のみ）及び学科試験

今治市桜井団地四丁目1番地の1 愛媛中央産業技術専門学校（無料駐車場あり）



◎別表1-1 職業能力開発促進法施行規則第37条第1項に当たる全職種（別表2参照）

受験資格者 (主なもの)		免許職種に関する 実務経験 年数	免除の範囲			
			実技	学 科		指導 方法
				系基礎	専攻	
職業訓練	長期課程の指導員訓練修了	1年				
	長期養成課程の指導員養成訓練修了	1年				
	短期養成課程の指導員養成訓練修了 (職業能力開発総合大学校長が認める者)	1年	合格と認められる科目を免除			
	●応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練修了	0年		○	○	
	●専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練修了	1年		○	○	
	●普通課程の普通職業訓練修了	2年				
	●専修訓練課程の普通職業訓練修了	3年				
学校教育	●短期課程の普通職業訓練(700時間以上)修了	3年				
	●大学卒業	1年		○	○	
	●短期大学卒業	2年				
	●高等専門学校卒業	2年		○	○	
	●職業課程の高校又は中等教育学校後期課程卒業 普通課程の高校又は中等教育学校卒業	3年 5年				
実務経験のみ		8年				
厚生労働大臣が 指定する学校	●専門課程(3年)の専修学校卒業	2年				
	●専門課程(2年)の専修学校卒業	3年				
	●高等課程もしくは一般課程(3年)の専修学校または各種学校(3年)卒業	3年				
	●高等課程もしくは一般課程(2年)の専修学校または各種学校(2年)卒業	4年				
免許職種に関し 職業訓練指導員 試験において	実技試験の合格者	0年	○			
	系基礎学科の合格者	0年		○		
	専攻学科の合格者	0年			○	
	指導方法の合格者	0年				○
免許職種に関し、技能検定1級又は単一等級合格者 (電子回路接続、バルコニー施工は除く。)		0年	○	○	○	
免許職種に関し、単一等級合格者 (電子回路接続、バルコニー施工)		0年				
免許職種に関し、技能検定2級合格者		0年	○			
上記いずれかの受験資格に該当し、他職種の職業訓練指導員免許の交付を受けた者又は学科試験に合格した者		0年		△		○

●印は免許職種に関する学科を履修(「学科試験の科目」中「関連学科」の科目を8割以上)している必要があります。

○印は免除される範囲です。

△印は当該免許職種に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限り免除されます。

◎別表 1-2 他の法律等による受験資格及び免除の範囲

免許職種 (主なもの)	受験資格者 (主なもの)	試験の免除の範囲			
		実技	学 科		指導方法
			系基礎 学科	専攻 学科	
溶接科	ボイラー及び圧力容器安全規則による特別ボイラー溶接士免許を有する者	○	○	○	
電子科	電波法による第一級陸上無線技術士の免許を有する者	○	○	○	
自動車整備科	自動車整備士技能検定規則による一級大型自動車整備士、一級小型自動車整備士、一級二輪自動車整備士、二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士若しくは二級二輪自動車整備士、平成十二年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による一級四輪自動車整備士又は昭和五十三年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による二級三輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	○	○	○	
自動車車体整備科	自動車整備士技能検定規則による自動車車体整備士の技能検定の合格証書を有する者	○	○	○	
航空機整備科	航空法による1等航空整備士若しくは2等航空整備士又は航空工場整備士の資格についての航空従事者技能証明書を有する者	○	○	○	
測量科	測量法による測量士の試験の合格証書を有する者	○	○	○	
ボイラー科	ボイラー及び圧力容器安全規則による特級ボイラー技士の免許を有する者又は電気事業法施行規則によるボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者	○	○	○	
電気通信科	電波法による第一級総合無線通信士の免許を有する者	○	○	○	
臨床検査科	医師法による医師国家試験、歯科医師法による歯科医師国家試験又は獣医師法による獣医師国家試験の合格証書を有する者	○	○	○	
事務科	公認会計士法による公認会計士試験の短答式による試験若しくは論文式による試験、平成十五年法律による改正前の公認会計士法による公認会計士試験の第二次試験若しくは第三次試験又は税理士法による税理士試験に合格したことを証する書面を有する者	○	○	○	
和裁科	商工会議所法に基づいて商工会議所が行う和裁に関する1級又は2級の技能の検定の合格証書を有する者	○			

<p>介護サービス科</p>	<p>児童福祉法による保育士登録証を有する者であつて、介護サービス科に関し七年以上の実務の経験を有し、かつ、社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第五号（※）の規定に該当する者 保健師助産師看護師法による保健師、助産師若しくは看護師の免許を有する者 同法による准看護師の免許を有する者であつて、介護サービス科に関し七年以上の実務の経験を有する者 教育職員免許法による養護教諭の免許状を有する者であつて、介護サービス科に関し七年以上の実務の経験を有するもの若しくは同号（※）の規定に該当する者 理学療法士及び作業療法士法による理学療法士若しくは作業療法士の免許を有する者であつて、同号（※）の規定に該当する者 社会福祉士及び介護福祉士法による社会福祉士登録証を有する者であつて、同号（※）の規定に該当するもの 同法による介護福祉士登録証を有する者 精神保健福祉士法による精神保健福祉士登録証を有する者であつて、同号（※）の規定に該当する者 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律による保育教諭の資格を有する者であつて、介護サービス科に関し七年以上の実務の経験を有し、かつ、同号（※）の規定に該当する者</p> <p>（※）…三年以上介護等の業務に従事した者であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において六月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（いわゆる「介護福祉士実務者研修」を修了）</p>	○	○	○	
----------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---	---	---	--

○印は免除される範囲です。

◎別表2 職業訓練指導員免許職種（123職種）と技能検定職種との対応表

系	No.	免許職種	技能検定職種	系	No.	免許職種	技能検定職種	
園芸 サービス	001	園芸科	園芸装飾	機械 整備	032	内燃機関科	内燃機関組立て	
	002	造園科	造園		033	建設機械科	建設機械整備	
	森林	003			森林環境保全科	034	農業機械科	農業機械整備
金属 材料	004	鉄鋼科	金属溶解	縫製 機械	035	縫製機械科	縫製機械整備	
	005	鋳造科	金属溶解、鋳造、ダイカ スト、粉末冶金		製織	036	織布科	
	006	鍛造科	鍛造	037		織機調整科		
	007	熱処理科	金属熱処理、金属材料試験	染色	038	染色科	染色	
金属 加工	008	塑性加工科	金属プレス加工、建築板 金、工場板金、鉄工	ア パ レ ル	039	ニット科	ニット製品製造	
	009	溶接科			040	洋裁科	婦人子供服製造	
	010	構造物鉄工科	鉄工		041	洋服科	紳士服製造	
金属 表面 処理	011	金属表面処理 科	めつき、アルミニウム陽 極酸化処理	042	縫製科	布はく縫製		
				043	和裁科	和裁		
機 械	012	機械科	機械加工、非接触除去加 工、金型製作、仕上げ、 切削工具研削、機械検 査、機械保全、油圧装置 調整、テクニカルイラス トレーション、機械・プ ラント製図	裁縫	044	寝具科	寝具製作	
				帆布 製品	045	帆布製品科	帆布製品製造	
				木 材 加 工	046	木型科	木型製作	
					047	木工科	機械木工、家具製作、 建具製作	
電 気 ・ 電 子	013	電子科	電子回路接続、電子機器 組立て、自動販売機調 整、半導体製品製造	紙加工	048	工業包装科	工業包装	
					印刷 製本	049	紙器科	紙器・段ボール箱製造
					050	製版・印刷科	プリプレス、印刷	
電 力	014	電気科	電気機器組立て、自動販 売機調整、電気製図、シ ーケンス制御	プ ラ ス チック	051	製本科	製本	
	015	コンピュータ 制御科			052	プラスチック製 品科	プラスチック成形、強 化プラスチック成形	
	016	発変電科		レーザー 加工	053	レーザー加工科		
自 動 車	017	送配電科		ガ ラ ス 加 工	054	ガラス科	ガラス製品製造	
	018	電気工事科			窯業 製品	055	ほうろう製品科	ほうろう加工
	019	自動車製造科	内燃機関組立て		056	陶磁器科	陶磁器製造	
航 空 機	020	自動車整備科		食 品 加 工	057	石材料	石材施工	
	021	自動車車体整備科			058	麺科	製麺	
鉄 道 車 両	022	航空機製造科			059	パン・菓子科	パン製造、菓子製造	
	023	航空機整備科			060	食肉科	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	
船 舶	024	鉄道車両科	鉄工、鉄道車両製造・整 備		061	水産物加工科	水産練り製品製造	
	025	造船科	鉄工		062	発酵科	みそ製造、酒造	
精 密 機 器	026	時計科	時計修理	建 築 施 工	063	建築科	建築大工、枠組壁建 築、サッシ施工、バル コニー施工	
	027	光学ガラス科	光学機器製造					
	028	光学機器科						
	029	計測機器科						
030	理化学機器科	家庭用電気治療器調整						
製 材 機 械	031	製材機械科	切削工具研削	064	枠組壁建築科	建築大工、枠組壁建 築、バルコニー施工		
				065	とび科	とび		

系	No.	免許職種	技能検定職種	系	No.	免許職種	技能検定職種	
建築施工	066	建設科	型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工	デザイン	100	広告美術科	広告美術仕上げ	
	067	プレハブ建築科			101	デザイン科		
建築外装	068	屋根科	かわらぶき	義肢装具	102	義肢装具科	義肢・装具製作	
	069	スレート科	スレート施工		通信	103	電気通信科	
	070	建築板金科	建築板金	オフィスビジネス	104	電話交換科		
	071	防水科	防水施工		105	事務科		
	072	サッシ・ガラス施工科	サッシ施工、カーテンウォール施工、ガラス施工		106	貿易事務科		
建築内装	073	畳科	畳製作	流通ビジネス	107	流通ビジネス科		
	074	インテリア科	内装仕上げ施工、表装					
	075	床仕上げ科	内装仕上げ施工	写真	108	写真科	写真	
	076	表具科	表装	社会福祉	109	介護サービス科		
建築仕上	077	左官・タイル科	左官、タイル張り		理容美容	110	理容科	
	078	築炉科	築炉	111		美容科		
	079	ブロック建築科	ブロック建築、エーエルシーパネル施工	接客サービス	112	ホテル・旅館・レストラン科		
080	熱絶縁科	熱絶縁施工	113		観光ビジネス科			
設備施工	081	冷凍空調機器科	冷凍空気調和機器施工	調理	114	日本料理科	調理	
	082	配管科	配管		115	中国料理科		
	083	住宅設備機器科			116	西洋料理科		
土木	084	さく井科	さく井、ウエルポイント施工		保健医療	117		臨床検査科
	085	土木科	ウエルポイント施工	装飾		118	フラワー装飾科	フラワー装飾
	086	測量科			メカトロニクス	119	メカトロニクス科	電気機器組立て、シーケンス制御
設備管理運転	087	建築物設備管理科	ビル設備管理	情報処理		120	情報処理科	
	088	ボイラー科				121	フォークリフト科	
揚重運搬機械運転	089	クレーン科			122	建築物衛生管理科	ビルクリーニング	
	090	建設機械運転科		123	福祉工学科			
	091	港湾荷役科						
化学	092	化学分析科	化学分析					
	093	公害検査科						
工芸	094	木材工芸科	漆器製造					
	095	竹工芸科	竹工芸					
	096	漆器科	漆器製造					
	097	貴金属・宝石科	貴金属装身具製作					
	098	印章彫刻科	印章彫刻					
塗装	099	塗装科	塗装、塗料調色					

(注) No. は便宜的に附したものであること。